

市民活動の定義

1. 市民活動とは

近年、環境、保健・福祉、社会教育、子どもの健全育成、文化・芸術、スポーツ、国際協力など様々な分野で、市民が自主的、自発的に取り組む活動が活発化してきています。

これらの活動の中には、市民の個人的な関心や問題意識から自発的に活動を始めながら、社会性、公益性があって、非営利で、継続的に行われているものがあります。こうした市民の活動は、「市民活動」、「市民公益活動」、「非営利公益活動」、「社会貢献活動」、「ボランティア活動」、「NPO活動」などと呼ばれ、活動形態も多種多様です。

住みよい地域づくりや豊かな市民生活を実現していくためには、行政だけでなく、今後、こうした市民による活動の広がりが求められています。

この市民活動支援基本指針では、市内で行なう次の活動を「市民活動」とし、その活動の活性化を目的に支援を行う対象とします。

(1) 自主性・自発性

市民の自主性・自発性に基づく活動

(2) 公益性・社会性

住みよい地域づくりや市民生活を豊かにするといった、不特定多数のものの利益や社会の利益増進に寄与することを目的とした活動

(3) 公開性

市民に対して活動内容が開かれた活動

(4) 継続性

継続的に行われる活動

(5) 非営利性

営利を目的としない活動

(6) 宗教活動や政治活動、選挙活動を除く

2．市民活動団体とは

市民活動団体とは前述の活動を行う団体であるが、同時に組織・運営面においては、「自律性」と「相互扶助」という特徴的な要素を加えます。したがって、市民活動団体とは、市民の問題意識や価値観により自らが組織し、独自の目的や意義に基づき自らの立てた規範に従い、意思決定をするしきみを持ち、財政などその運営においては自律するとともに、他のグループと互いに協力し合い、市民活動を行う団体とします。

大きくは、自治区や自治会を単位とする、地域住民によって構成される地縁型市民活動団体と、子育てや環境問題など個別のテーマに集まる市民によって構成されるテーマ型市民活動団体に分けられます。

三田市は、自治区や自治会といった地域コミュニティ（生活共同体）の活動が活発であり、その組織率は11万都市としては高くなっています。

近年は、社会情勢の変化により、介護、子育て、環境など地域が直面している課題は多く、地域コミュニティがこうした課題すべてに取り組んでいくことは困難な面があります。そこで、地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体が、それぞれの特性を理解し、お互いに力を発揮できるよう連携・協力することで、地域の課題解決が期待できます。

三田市では、これら市民活動団体を住みよい地域づくりや豊かな市民生活の実現に向けた「協働のまちづくり」のパートナーとして位置づけます。